

議案第17号

川崎市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市建築基準条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年 2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市建築基準条例の一部を改正する条例

川崎市建築基準条例（昭和35年川崎市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第21条第2号、第30条第1項及び第2項、第32条第1項並びに第47条第3項中「第110条第2号」を「第107条各号又は第108条の4第1項第1号イ及びロ」に改める。

第60条の2見出し中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、同条中「第108条の3第3項」を「第108条の4第3項」に、「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

建築基準法施行令の一部改正により、一定規模以上等の特殊建築物の特定主要構造部に必要とされる性能の基準が改められたことに伴い、一定規模以上のホテル等の用途に供する建築物について、引き続き耐火建築物等としなければならないこととすること等のため、この条例を制定するものである。